

重要なお知らせ

Flex-time コースの「専門実践教育訓練給付金」制度について

【1】はじめに

「国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻 Flex-time コース」は、厚生労働大臣より、専門実践教育訓練教育施設として指定を受けています。

“Flex-time” コースに入学した正規生で、支給対象者（支給資格者）の条件を満たす学生は（【2】参照）、ハローワークに申請することにより（【4】参照）、青山学院大学に支払った教育訓練経費の一部（【3】参照）を給付金としてハローワークから受け取ることができます。

支給を希望する方は、2016年3月4日までに以下の“【4】の(1)の2)”までの手続きを済ませて下さい。

以下【2】～【4】に関する問合せは、本人の住所を管轄するハローワークにお願いいたします。

ハローワーク所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【2】支給対象者（支給資格者）条件

- (1)国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻 Flex-time コースに、2015年4月以降に正規生として入学した方
- (2)雇用保険の被保険者期間
 - 1)初受給となる場合
講座の受講開始日（**2016年4月5日**）までに、通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有していること。
 - 2)過去に「教育訓練給付金」を受けたことがある場合
前回の給付金講座の受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有していること。
 - 3)2014年10月以降に「一般教育訓練」もしくは、「専門実践教育訓練」を受けた場合
前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までの間に、10年以上雇用保険の被保険者期間を有していること。（専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していること）

【3】支給金額(※1)

1年目 32万円、2年目 32万円、修了時 32万円(※2) 合計 96万円

※1 各学期に一定の単位を修得し、2年間で修了することが条件です。

※2 修了時の32万円は雇用保険の被保険者である場合に支給されます。

【4】給付に必要な手続き

手続は、原則、本人が、本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。(※3)

※3 **土日が休みのハローワークや夜間対応のないところもあります。** ご注意ください。

ハローワーク所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

(1) 受講開始1ヶ月前までに行わなければならない手続

1) 事前申請用の書類の入手

申請する前に、①ハローワークで「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」を入手するか、又は②訓練対応キャリア・コンサルタントによる「ジョブ・カード」の交付が必要です。(※4)

※4 入手までに時間がかかる場合もあります。できるだけ早くハローワークに問い合わせして下さい。

①「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」

ハローワークで「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」を入手し、必要事

項を記入のうえ、勤務先で証明書として発行してもらいます。

教育訓練施設名：青山学院大学大学院

講座名：国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻Flex-timeコース

- ②「ジョブ・カード」(訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの)
訓練対応キャリア・コンサルタントの所在については、ハローワークへお尋ねください。

2) 受講前申請手続

受講開始1ヶ月前(2016年3月4日)までに以下の書類を用意して、ハローワークに申し込まなければなりません。

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(ハローワーク等で配布)

講座の名称：国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻Flex-timeコース

本研究科指定番号：48099-151001-2

受講開始予定年月日：平成28年4月5日

受講修了予定年月日：平成30年3月24日

- ②「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」またはジョブ・カード

- ③本人住所確認用書類(運転免許証または住民基本台帳カード(写真付き))(※5)

※5 持っていない場合は、次の3つのうちから異なる2種が必要です。(コピー不可)。

旅券(パスポート)、住民票記載事項証明書(または住民票の写し・印鑑証明書)、国民健康保険証(健康保険被保険者証)

- ④雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証でも可・コピーでも可)

- ⑤写真2枚(正面上半身、縦3cm×横2.5cm)

- ⑥金融機関の通帳またはキャッシュカード(給付金の振込み先になります。)

ハローワークがやむを得ない理由があると認めた場合、郵送による申請も可能です。その場合、③、⑥などの提出書類が別のものになりますので、ハローワークに確認してください。

(2) 受講中6ヶ月ごとに行う手続

受講開始日(本科入学)から6ヶ月ごとの期間(支給単位期間)の末日の翌日から起算し、1ヶ月以内に以下の書類を用意して、ハローワークへ支給申請を行う必要があります。

- ①教育訓練給付金の受給資格者証(受講前申請時にハローワークから交付)

- ②教育訓練給付金支給申請書(青山学院大学から配布)

- ③受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書(基準を満たした方に青山学院大学から発行)

- ④領収書(青山学院大学から発行)

(3) 修了後1ヶ月以内に行う手続

修了日の翌日から起算して1ヶ月以内にハローワークへ支給申請を行う必要があります、用意する書類は(2)と同じです。

「追加給付」を受けることができる方は、修了し且つ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です(修了時に一般被保険者として雇用されている方は、修了し且つ資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内の申請が必要です)。